

菓子物流（スナック・米菓系）における パレット標準化ガイドライン

2022年2月

菓子標準パレット化促進協議会

はじめに

菓子標準パレット化促進協議会

本協議会は、菓子（スナック・米菓系）の物流に関わる下記の関係者の発意により、標準パレット化の促進を目的として設立されたものである。なお本協議会の活動には、国土交通省の「モーダルシフト等推進事業」による支援を受けており、関係する省庁との連携のもと、取り組みを進めている。

【メンバー】

■ メーカー8社

- ・ 江崎グリコ(株)、亀田製菓(株)、カルビー(株)、(株)栗山米菓、(株)湖池屋、日清シスコ(株)、(株)ブルボン、ほんち(株)

■ 卸売業3社

- ・ コンフェックス(株)、(株)山星屋、三菱食品(株)

■ 物流事業者5社

- ・ トランコム(株)、丸紅ロジスティクス(株)、(株)合通カシロジ、ダイセーロジ(株)、新潟輸送(株)

■ パレットレンタル事業者3社

- ・ 三甲リース(株)、日本パレットレンタル(株)、ユーピーアール(株)

■ オブザーバ

- ・ 国土交通省、農林水産省、経済産業省
- ・ 日清食品ホールディングス(株)

1 基本的考え方

- 物流業界は労働力不足が深刻になっており、今後モノを運べないという問題が発生することが懸念されている。また、カーボンニュートラルに向けて、貨物自動車のCO2排出削減が要請されている。
- 菓子物流も同様の課題を抱えており、今後、持続可能な菓子物流の実現に向けて、物流業務のデジタル化、自動化・機械化、省力化・効率化を進めることが必要となっている。
- 特に菓子（スナック・米菓系）では、軽量で多品目という商品特性のため、輸配送において手積み手卸しが行われることが多く、物流の省力化・効率化方策の1つとして、**業界全体でパレット利用を拡大していくことが重要**である。
- そこで、本ガイドラインでは、菓子（スナック・米菓系）物流におけるパレット標準化のあり方について、とりまとめることとした。今回言及したのは以下の点である。
 - **パレットの平面サイズ**
 - **パレット荷姿の高さ基準**
 - **パレットの材質・仕様**
- なお、パレット標準化については継続検討すべき点も残されている。また、スナック・米菓以外のカテゴリーを含む菓子全体での議論も必要である。今後の検討結果に応じて、本ガイドラインの内容は改訂していく予定である。

1 基本的考え方

(対象範囲)

- 菓子物流におけるパレット化の対象は、**メーカー工場等（生産拠点）→メーカーDC（物流拠点）→卸売業・小売業のDC（物流拠点：在庫型）およびTC（物流拠点・通過型）**までであり、卸売業・小売業のDC/TCから店舗までは対象外と想定している。

※次ページのイメージ図参照

(進め方)

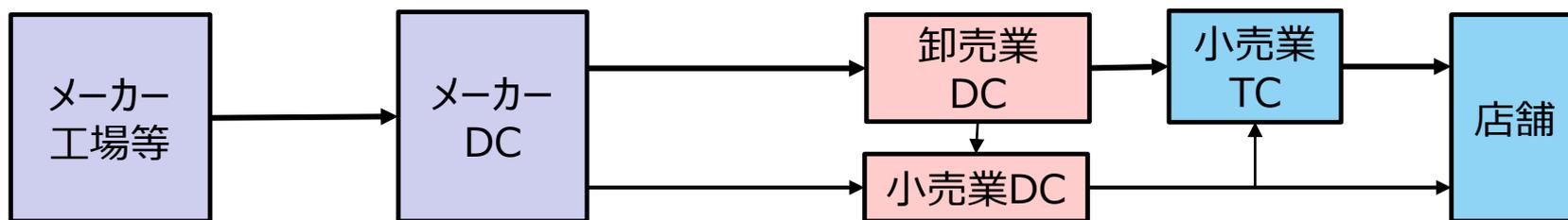
- パレット輸配送は、
 - **メーカーから卸売業・小売業までの一貫パレチゼーション**
 - **複数メーカー等での共同輸配送**
 - **パレットの共同回収**
 - **パレットの共同利用**

を実現することが効率的であり、こうした目標に向けて標準化を進めるべきである。

- しかし、パレット標準化を急ぐあまり個別仕様が過度に制限され、手積み手卸しが増えるのは本末転倒である。また社内物流の範囲では標準化の効果は必ずしも大きくない。こうした点を踏まえ、**パレット標準化は段階的に進める**ことが望ましい。

1 基本的考え方

<対象範囲 イメージ>



標準サイズでのパレット化の対象範囲

- 一貫パレチゼーション
- 共同輸配送
- パレット共同回収
- パレット共同利用

左記の実現を目標に
パレット標準化を段階的に進める

2 パレットの平面サイズ

- 菓子物流において現状利用されているパレットの平面サイズは、主として11型(1,100×1,100)である。また、11型については、協議会内で業界標準として利用することが望ましいという意見が一致している。
- このため、**パレットの平面サイズについては、11型(1,100×1,100)を推奨**サイズとし、12型(1,200×1,000)の取扱いは継続検討とする。
- 12型については、加工食品業界で推奨サイズとされており、本協議会でも一部のメーカー・物流事業者から、輸送効率(積載率)の改善や国際標準を見据えた場合は、12型を利用することが望ましいという意見が出されている。
- また、標準パレットサイズとして選択肢を設ける事で、他業界との親和性やパレット化への切替え促進等も提言されたが、卸売業からは、保管ラックに格納できないという問題が指摘されている。
- このため、**12型については、推奨サイズから今回除外することはしないが、一貫パレチゼーションに向けて、卸売業での取扱い方法について継続検討**していくこととする。

3 パレット荷姿の高さ基準

- 複数メーカー等で共同輸配送を実施するには、パレットの平面サイズを揃えるとともに、トラックの荷室に2段積みできるよう、パレット荷姿の高さを設定する必要がある。
- また、パレット荷姿の高さ基準を設けることで、一貫パレチゼーションを行う場合の保管効率を高めうる。
- 大型トラックの荷室は、高床車の場合は高さ2,400mm程度、低床車の場合でも高さ2,700～2,800mmである。このため低床車の場合でも、パレット荷姿は2段積みで2,600mm以下とする必要がある。
- **そこで、パレット荷姿の高さ基準は、1段1,300mm以下（パレット高さを含む）と設定する。（1,300mmは上限値であり、この範囲内で各社の実情に合わせた数値を設定して構わない）。**

【参考データ】大型トラック 販売実績(2021年度)

※協議会事務局調べ

・メーカーA社(中部圏) : 総販売台数270台 内)低床車 約190台

・メーカーB社(愛知県) : 総販売台数385台 内)低床車 303台

(低床車の内寸：高さ2,700～2,800mm、幅2,400～2,410mm)

→販売実績では、低床車割合は上記2社で約75%、

容積優位(荷室の高さ)な低床車の市場ニーズは高く、今後も増加が見込まれる

4 パレットの材質・仕様

(材質)

- パレットの材質については、菓子という商品特性上、品質管理が特に重要であることから、**プラスチック製を推奨**する。

(厚み・重量等の仕様)

- パレットの厚み・重量等の仕様については、協議会各社の現状および今後の意向が様々であることから、今回のガイドラインでは標準化の結論を急がず、今後の検討事項とする。
- パレットの厚み・重量等の仕様は、パレットの共同利用・共同回収をどのように行うかによって標準化の内容が異なるものとなる。このため、共同利用・共同回収のあり方と合わせて、検討を進めることとする。
- なお、JISのプールパレットは1,100×1,100×144 (T11) と規定されているので、参考に検討を進める。

5 今後の検討課題 (1)パレット共同回収・共同利用のあり方

- 菓子物流におけるパレット共同回収・共同利用のあり方について、パレットの仕様と合わせて次年度以降検討し、その方向性をとりまとめる。
- **一貫パレチゼーションに向けた共同回収・共同利用のあり方**
 - メーカーから卸売業・小売業までの一貫パレチゼーションでは、パレットの共同回収・共同利用を行うことが効率的であり、その仕組みのあり方を検討する。
- **レンタルパレットの活用方法**
 - 特にレンタルパレットについては、協議会メンバーの中でも今後活用したいという意見が多いことから、具体的な内容・方法を議論する。
 - その際、複数のレンタルパレット会社にて標準パレットを利用できることが望ましいため、利用条件（破損時の責任範囲、乗り捨て条件、名義変更条件など）や納品先からの共同回収するスキームを検討する。

5 今後の検討課題 (2)パレット利用拡大に向けた取組

- 菓子物流におけるパレット利用拡大に向けて、パレット標準化と合わせて以下の取組を実施することが重要である。
- **商慣習の見直し**
 - 発注単位の拡大：パレット単位、パレット面数単位での発注拡大
 - リードタイム延長：翌日納品から翌々日納品へ
 - 納品期限緩和：賞味期限の1 / 2 への徹底
- **待機時間・作業時間の削減**
 - 待機時間の削減：予約システム等を活用した納品スケジュールの適正化
 - 伝票電子化・検品レス：附帯作業の削減
- **外装サイズの標準化**
 - パレットサイズに加えて、外装サイズについても標準化を検討する
- 上記は小売業に関係するところも多いため、今後は小売業も参加して議論を進めることとする。